平成２３年（フ）第２９９８号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1635番地13
破産者　有限会社横浜シーリング工業
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２号
山梨県富士吉田市上吉田998番地
破産者　有限会社市民印刷
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第３４５号
岐阜市柳津町南塚２丁目42番地１　ファミーユ203号室
破産者　蓑島　由典
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４８号
岐阜市加納朝日町１丁目13番地１、住民票上の住所岐阜市玉姓町１丁目７番地１
破産者　浦川　　彰
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３２６号
岐阜市加野６丁目８番６号
破産者　有限会社オカケン
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３６２号
岐阜県羽島市小熊町相田4700番地１
破産者　エイペックスソフト株式会社
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４１３号
岐阜県羽島市小熊町相田4700番地１
破産者　可知　一輝
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第７２１号
静岡市清水区蒲原中350番地の１
破産者　協同工業株式会社
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５３１号
静岡県駿東郡小山町用沢583番地の１
破産者　有限会社富士空調
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第９６号
静岡県浜松市中区高丘東２丁目18番６号
破産者　三栄カッター工事有限会社
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４９７号
大津市木戸959番地１
破産者　有限会社亮進
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１０号
滋賀県湖南市平松北１丁目46番地
破産者　ＧＥコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６０号
山口県周南市大字栗屋829番地の４
破産者　福島石油株式会社
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第５０７号
熊本県熊本市植木町投刀塚301番地の２
破産者　有限会社鹿南工業所
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１２７号
大分市横田２丁目６番47号
破産者　株式会社アスピカル
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２３６号
沖縄県うるま市字栄野比717番地
破産者　有限会社大屋土建
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２３７号
沖縄県沖縄市南桃原４丁目39番10号
破産者　渡慶次　登
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２６９号
奈良県宇陀市大字陀内原272番地の１
破産者　平岡まさ子
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第５９７号
札幌市中央区円山西町10丁目８番５号　セピア円山、破産開始決定時の住所札幌市白石区本郷通13丁目北４番１―701号
破産者　岩本　廣喜
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９９９号
札幌市西区山の手４条１丁目２番20号　スノーク山の手303号
破産者　千葉　隆央
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６３８号
札幌市東区北27条東10丁目１番58号　サンハイム201号
破産者　小比類巻悦子
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部